

(注)介護サービス費 は負担割合に応じて 金額が変わります		介護サービス費			(参考)合計 1日当り 利用者負担(負担割合 1割の場合)				
		利用者負担			第1 段階	第2 段階	第3		第4 段階
		1日当り					段階①	段階②	
		1割	2割	3割			(サービス費+居住費+食費3食)		
ユニット型 個室	要介護 1	704	×2	×3	1,884	2,184	3,074	3,374	4,215
	要介護 2	772	×2	×3	1,952	2,252	3,142	3,442	4,283
	要介護 3	847	×2	×3	2,027	2,327	3,217	3,517	4,358
	要介護 4	918	×2	×3	2,098	2,398	3,288	3,588	4,429
	要介護 5	987	×2	×3	2,167	2,467	3,357	3,657	4,498

※上記金額に加算金額は含まれておりません。

入所日・退所日等の食費		
1食	650	円
2食	1,100	円
3食	1,445	円

介護保険負担限度額認定証による段階の金額が1日当りの食費上限となります。

(例) 第2段階の方 入所日 2食(昼・夕) 1,100円 ⇒ 負担額 600円  
また、急な退所による食事の変更はできません。

令和6年8月～ (※毎年8月に見直しがされます。)

個室	「介護保険負担限度額」							
	居住費 1日当り				食費 1日当り(3食)			
	第1 段階	第2 段階	第3	第4段階	第1 段階	第2 段階	第3	第4段階
	880	880	1370	1370	2,066	300	600	1,000

利用者 負担段階	主な対象者				※非課税年金も含む 預貯金額(夫婦の場合)(※)
	第1段階	第2段階	第3	第4段階	
第1段階	生活保護受給者				要件なし
	世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者				1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	世帯全員が 市町村民税	年金収入金額 (※) +合計所得金額が80万円以下			650万円(1,650万円)以下
第3段階①		年金収入金額 (※) +合計所得金額が80万円超～120万円以下			550万円(1,550万円)以下
第3段階②	非課税	年金収入金額 (※) +合計所得金額が120万円超			500万円(1,500万円)以下
第4段階	世帯に課税者がいる者、市町村民税本人課税者				

(注)第1～3段階に該当する場合は「介護保険負担限度額認定証」が必要となりますので、市町村への申請が必要です。段階については市町村にて判定されます。また該当されていても認定を受けられていない方は標準負担(第4段階)の費用を負担いただきます。

「加算項目」 ※負担割合:1割の金額

(全利用者対象 加算項目)		
機能訓練体制加算	12	円／日
看護体制加算 I	4	円／日
夜勤職員配置加算 II	18	円／日
生産性向上推進体制加算 II	10	円／月
サービス提供体制加算 III	6	円／日
介護職員等処遇改善加算 II	負担額×13.6%	

※負担額  
介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬  
単位数(食費・居住費・実費等は含まれません)

(利用者の状況に応じた加算項目)		
送迎加算(片道)	184	円／日
療養食加算	8	円／食
緊急短期入所受入加算	90	円／日
看取り連携体制加算	64	円／日

(長期利用者(30日超)対象 減算項目)  
長期利用者提供減算(30日超) -30 円／日※尚、60日超過した場合は介護サービス費  
が変更になります。  
(特別養護老人ホームと同等額)

介護サービス費(1日)		
要介護 1	670	円／日
要介護 2	740	円／日
要介護 3	815	円／日
要介護 4	886	円／日
要介護 5	955	円／日

※1割負担額